

【事例7】非上場株式等についての納税猶予の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、父から、非上場株式である甲株式会社の株式 50,000 株と現金 500 万円の贈与を受けました。私は、贈与を受けた株式について、非上場株式等についての納税猶予の特例（注）の適用を受けます。

（注） 特例の概要については、68 ページを参照してください。

提出用 税務署 提出

高松 税務署長 平成 27 年 2 月 12 日提出

平成 26 年分贈与税の申告書

F D 4 7 2 4

住所 高松市〇〇丁目×番×号

フリガナ タカ マツ ジ ロウ

氏名 高松 仁郎

生年月日 3 5 1 年 1 1 月 2 1 日 職業 会社役員

税務署整理欄（記入しないでください。）

整理番号 申告書提出年月日 財産 事案 災害等延長期限 細目 処理 出国年月日 コード 訂正 死亡年月日 関与区分 修正

第一表（平成 26 年分以降用）（住宅取得等資金の課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と一緒に提出してください。）

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 取得した財産の明細 財産を取得した年月日

申告者との続柄・生年月日 種類 細目 利用区分・経緯等 数量 単価 財産の価額

I 住所 高松市〇〇丁目×番×号 有価証券 株式 甲 50,000 株 1400 平成 26 年 1 1 月 2 1 日

フリガナ タカ マツ カズ オ 続柄 父 高松市〇〇丁目△番 甲 株式会社 円 倍

氏名 高松 一夫 父 高松市〇〇丁目△番 甲 株式会社 円 倍

生年月日 明・大 昭 平 23 年 10 月 20 日 円 倍

住所 現金・預貯金等 現金 平成 26 年 1 1 月 2 1 日

フリガナ 続柄 高松市〇〇丁目×番×号 円 倍

氏名 円 倍

生年月日 明・大 昭 平 年 月 日 円 倍

住所 平成 年 月 日 円 倍

フリガナ 続柄 円 倍

氏名 円 倍

生年月日 明・大 昭 平 年 月 日 円 倍

財産の価額の合計額（課税価格） ① 7 5 0 0 0 0 0 0

配偶者控除額（右の事実該当する場合は、... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。）（最高 2,000 万円） ②

基礎控除額 ③ 1 1 0 0 0 0 0 0

②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000 円未満切捨て】 ④ 7 3 9 0 0 0 0 0

④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。） ⑤ 3 4 7 0 0 0 0 0

外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。） ⑥

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）の B の金額又は「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）の B の金額」 ⑦

差引税額（⑤－⑥－⑦） ⑧ 3 4 7 0 0 0 0 0

相続時精算課税分（「暦年課税分」のみ申告される方は、⑨及び⑩欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

II 特定贈与者ごとの課税価格の合計額 ⑨

（第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑨の金額の合計額）

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 ⑩

（第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑩の金額の合計額）

III 課税価格の合計額（①＋⑨） ⑪ 7 5 0 0 0 0 0 0

差引税額の合計額（納付すべき税額（⑧＋⑩））【100 円未満切捨て】 ⑫ 3 4 7 0 0 0 0 0

農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額） ⑬

株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の 3 の ④ の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の 2 の ② の金額） ⑭ 1 8 2 0 0 0 0 0

医療法人持分納税猶予税額（「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）」の A の金額又は「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」の A の金額） ⑮

申告期限までに納付すべき税額（⑫－⑬－⑭－⑮） ⑯ 1 6 5 0 0 0 0 0

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑫－第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑫） ⑰

申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑯－第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑯） ⑱

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号 ⑲

税理士法第 30 条の書面提出有 通信日付印

税理士法第 33 条の 2 の書面提出有 確認者 ⑳

（資 5-10-1-1-A 4 統一）（平 26.10）

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「3 株式等納税猶予税額の計算」の④（51 ページ参照）から転記します。

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

経営承継受贈者の氏名	高松 仁郎		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)	高松 一夫			
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。							
1 特例受贈非上場株式等に係る会社							
① 会社名	甲 株式会社		⑦ 贈与の時に贈与者の経営承継受贈者の役職名	代表取締役			
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	××××××（高松 署）		⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 15 年 4 月 1 日			
③ 事業種目	金属加工機械製造業		⑨ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日	平成 26 年 12 月 12 日		
④ 贈与の時に贈与者の資本金	25,000,000 円		認定番号	××××			
⑤ 贈与の時に贈与者の資本準備金	5,000,000 円		⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無		
⑥ 贈与の時に贈与者の従業員数	20 人						
2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細							
受贈年月日	① 贈与の時に贈与者の発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（a） (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（b）	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（c）	⑤ 贈与により取得した株式等の数等（d）		
26・11・21	60,000 株・口・円	40,000 株・口・円	50,000 株・口・円	10,000 株・口・円	50,000 株・口・円		
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額） (4) a>b+c の場合 ⇒ b ※ b>d の場合は、特例適用不可 (5) a≤b+c の場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c)>d の場合及び (a-c) が赤字の場合は、特例適用不可			⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧ 1株（口・円）当たりの価額 (裏面の「3(3)」参照)	⑨ 価額 (⑦×⑧)		
30,000 株・口・円			30,000 株・口・円	1,400 円	A 42,000,000 円		
3 株式等納税猶予税額の計算							
① 上記2の⑨欄「A」の価額	② 基礎控除額		③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)		④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)		
42,000,000 円	1,100,000 円		40,900,000 円		18,200,000 円		
4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第2項第9号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「5(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額 円	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）						%	
上記の明細の内容に相違ありません。							
						平成 年 月 日	
						所在地	
						会社名	
						代表者氏名	印
※ 税務署整理欄 法人管轄番号 ー 入力 確認							

(資5-11-6-A4統一) (平26.10)

贈与により取得した株式等のうち、納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数を⑥欄の株式等の数等を限度として記入します。

申告書第一表の⑭（50 ページ参照）に転記します。

- 非上場株式等についての納税猶予の特例（暦年課税）の適用を受ける場合には、「(平成 26 年 1 月 1 日以降用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（暦年課税）のチェックシート」（52 ページ参照）で適用要件及び添付書類をご確認ください。
- なお、このチェックシートは申告書を提出する際に併せて提出してください。

(平成26年1月1日以降用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(暦年課税)のチェックシート(1面)

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

特例の適用に係る会社の名称：

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料
贈与者	贈与前のいずれかの日	○ 会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下同じです。)を有していたことがありますか。		はい いいえ ○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	贈与の直前(注1)	① 贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
		② 贈与者が贈与者及び贈与者と特別の関係がある者(後継者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
	贈与の時	○ 会社の役員ですか。		はい いいえ ○ 登記事項証明書、定款の写しなど
後継者(受贈者)	贈与の時	① 贈与者の親族ですか。	はい いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本 ○ 戸籍謄本又は抄本 ○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
		② 20歳以上ですか。	はい いいえ	
		③ 会社の代表権を有していますか。	はい いいえ	
④ 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)		はい いいえ		
	贈与の日	○ 贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員でしたか。		はい いいえ ○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	贈与の時から申告期限まで	○ 特例受贈非上場株式等の全てを保有していますか。(注4)		はい いいえ ○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など
会社	贈与の時	① 経済産業大臣の認定を受けていますか。	はい いいえ	○ 認定書の写し
		② 中小企業者ですか。	はい いいえ	
		③ 非上場会社ですか。	はい いいえ	
		④ 風俗営業会社には該当していませんか。	はい いいえ	
		⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注5)	はい いいえ	
		⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注6)・(注7)	はい いいえ	○ 従業員数証明書
		⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注8)	はい いいえ	○ 貸借対照表・損益計算書など
		⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注9)	はい いいえ	○ 損益計算書など
		⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。	はい いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
		⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など

※ 2面の注書を参照願います。

贈与者氏名

受贈者(特例適用者)

住所

氏名

電話 ()

関与税理士	所在地			
	氏名		電話	

(平成26年1月1日以降用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(暦年課税)のチェックシート(2面)

(注)1 贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。

2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数を含みます。

4 特例受贈非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7第1項に規定する株式等をいいます。

5 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。

6 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。

7 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第8項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限りします。

8 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に規定する会社をいいます。

9 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8第9項第1号に規定する総収入金額をいいます。

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供関係書類が別途必要となります。

提出書類		チェック欄
1	会社の登記事項証明書(贈与の日の属する年の翌年1月1日以降に作成されたものに限りします。)	☐
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時ににおける会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限りします。)	☐
3	贈与の時ににおける会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	☐
4	戸籍謄本又は抄本など、後継者(受贈者)が贈与の日において贈与者の親族に該当することを明らかにする書類	☐
5	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第2項の申請書の写し	☐
6	贈与の時ににおける会社の従業員数証明書(円滑化法施行規則第1条第6項に規定する証明書をいいます。)	☐
7	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書	☐